

裁 決 書

審查請求人

● ● ● ● ●

● ● ● ● ●

処分庁 上尾市長 畠 山 稔

審査請求人が令和８年６月１３日に提起した処分庁による支援措置に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

審査請求人は、処分庁が支援措置を行ったとして、令和 8 年 6 月 13 日、審査請求人は、審査庁である上尾市長に対し、審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

審査請求人の主張

本件支援措置は、次のとおり法的根拠を欠いた違法な処分であり、速やかに取消しされるべきである。

- (1) 支援措置本来の目的は、配偶者や交際相手からのDVやストーカー被害、児童虐待から逃れるため「加害者から避難して居所を知られないようにする」ものである。

- [illegible]

当該支援措置の申立てに係る事実、申立人からの一方的な申告であり事実とは異なる。

理 由

行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）においては、同法第１条第２項に規定する「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に不服がある者は審査請求をすることができる旨を規定しているところ、「処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第３条第２項の「処分その他公権力の行使に当たる行為」と同義と解されており、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」と解されている（最高裁判所昭和３９年１０月２９日判決）。

審査請求人が取消しを求めている「支援措置」は、加害者その他の第三者から住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第１２条の３第１項の規定による住民票の写しの交付等の申出があった場合に当該交付等を制限するという市町村の意思決定を支援措置の申出人に伝えるに留まるものであり、直接審査請求人の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではなく、行政不服審査法による不服申立ての対象となる処分には当たらない。

結 論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第４５条第１項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和８年７月２８日

審査庁 上尾市長 畠 山 稔

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は上尾市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は上尾市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。